

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 平成31年3月12日(火)  
13時00分開会 13時14分閉会
- 2 場 所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 深沼達生・川上 均・山下清美・中河つる子・鈴木孝寿・高橋政悦  
佐藤幸一・西山輝和・口田邦男・中島里司・奥秋康子・桜井崇裕  
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
  - (1) 意見書案の協議について
    - ・地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)
  - (2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

加来議長：ただいまから全員協議会を開会するので、よろしく願います。

(1) 意見書案の協議について

- ・地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)

加来議長：議件については1件、意見書案の協議ということで、3月11日に採択された請願に係る意見書案について協議していただく。地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)について協議を行う。提案者の奥秋議員から説明をお願いします。

奥秋議員：地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)の件であるが、昨日請願が採択された。国のほうに意見書を提出したいと思うのでこのような内容にさせていただいた。請願書の内容では記の部分で1番から4番までであったが、4番の部分を除いて意見書を出したいということで委員会の中では決定をした。4番の文言から解釈しても「任期の定めのない雇用」は非常に難しいのではないかとということで今回4番を除いたのでよろしくご理解をお願いします。

加来議長：ただいま奥秋議員より説明があった。意見書案に目を通す時間は必要か。

(必要なしの声あり)

加来議長：奥秋議員の説明に対して質疑があれば受ける。

川上議員：今回は4番の部分を省いて提出されるとのことだが、4番の部分については要するに雇止めを防止するために苦肉の策として、「任期の定めのない短時間勤務職員」という文言を入れた請願内容となっている。例えば、短時間であるパートの保育士や保健師の方が1年で雇止めになるのを防止するために、「任期の定めのない短時間勤務職員」を導入してはということ。そういう部分も考慮してもう一度ご検討をいただきたいと思う。

加来議長：4番に、「会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと」と記載されていたが、今回意見書案はこれを削除したということだが、ただいまの質疑に対して奥秋議員何かあるか。

奥秋議員：「任期の定めのない」という部分があまりにも解釈が難しくなってくるのかなと思い委員会ではその文言の部分を外した。

川上議員：なかなか想定するのは難しいと思うが、保育所でいえば、保育士が休んだ時に入る代替職員が挙げられる。この制度でいくと1年で雇用が切れる。現実にはそうはならないとは思いますが全国的には雇止めの恐れがあるということで「任期の定めのない」というかたちで検討してほしいという中身になっている。

加来議長：ただいま川上議員から意見があったが、この件について質疑等があれば受ける。

(発言なし)

加来議長：川上議員から4番をつけてほしいという意見があったが、その件についてはどうか。

中島議員：請願の紹介議員としての思いはある程度理解できるが、委員会に委ねて委員会で協議した結果、意見書を出すという方向性が示されたので、私は委員会の決定を尊重したいと思う。

高橋議員：この意見書の内容だが、既に政府のほうで働き方改革の中でこの辺のことを網羅されているのにも関わらず駄目出しするということは議会としてもどうかと思う。確かにこの内容についてはいいだろうということだが、意見書は公務員だけの内容。議会として、公務員の味方で民間のことは何も触れていないので配慮が足りなさすぎるような気がする。この意見書の内容自体を否定するものではないが、町民感情としてなぜ公務員ばかりというイメージを受けるのではないかと気がする。その辺の配慮ができた段階で出せば良いが、清水町議会として出すのであれば、公務員だけでなくほかの人のことも考えるべきでないかという気がする。

加来議長：請願については採択ということで、全員一致で採択しており、意見書を出すことに関しては皆さん了承している。その内容について高橋議員から出た意見について協議したいと思う。

桜井議員：高橋議員の思いはよく分かるが、今回採択をした請願に基づく意見書である。高橋議員が言われ

たほかの部分については別な意味合いもある。今回は採択された請願に基づくものなので、これに基づいた意見書を出すのが筋だと思う。

加来議長：ほかに質疑はないか。

(なしという声あり)

加来議長：質疑、意見等はないようだが、今回提案された意見書案で本会議に提出することでよろしいか。

(いいですの声あり)

加来議長：意見書案は最終日の本会議に提案されるので、審議のほどよろしく願います。

## (2) その他

加来議長：その他ということで皆さんから何かあれば願います。

(なしの声あり)

加来議長：事務局から連絡事項があるので願います。

佐藤局長：1点、本日一般質問が終了したが、議会だよりについては、次号第157号から全面的なリニューアルを予定しており、一般質問の要約については広報広聴常任委員自ら行うことになっている。議会だより掲載用の質問要旨の提出についてお願いをしたい。議会だより掲載用の質問要旨については、質問した議員が450字以内にまとめて定例会会期中に提出するように、議会広報発行細則を改正している。定例会最終日、本会議終了後に広報広聴常任委員会を開催して、それぞれ一般質問を行った議員に対して、誰が答弁を要約するかという担当も割り振りを行うこととなっている。本会議終了後に、議会だより掲載用の質問要旨を委員会の中で担当する広報広聴常任委員に渡したいと思うので3月19日までに質問要旨を提出いただきたいのでよろしく願います。

加来議長：ただいま事務局より説明があった。議会広報に載せるため、今回一般質問を行った議員への協力をお願いだが、質問要旨を3月19日まで提出してほしいということ。3月19日に広報広聴常任委員会を開催されるので、皆さんのご協力をお願いする。これで全員協議会を終了する。

【終了 13:14】